

総 社 市 立 新 本 小 学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

令和7年4月 改訂

い じ め に 関 す る 現 状 と 課 題

・本校は、令和6年度現在、全校児童67名、各学年8名～13名という小規模の学校である。同学年だけでなく、異学年同士でもお互いをよく知り合い、仲良く遊んだり、助け合ったりすることができる。その一方で、長期にわたって人間関係が固定化されやすいこと、自分の気持ちをコントロールしたり、伝え合ったりすることができにくいときがあること、親しみやすさからの何気ない発言や態度が相手にいやな思いをさせること、自己肯定感をもちにくいなどが課題として挙げられる。

・いじめの未然防止に向けて、誰でも行きたくなる学校づくりの取組を4つの分野にわたって計画的に進め、特にピア・サポートの活動が効果的に進めることができている。また、アンケートや教育相談などで児童の実態を把握し、毎週金曜日の連絡会で問題点を共有し、対応を話し合い、児童への指導を進めている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

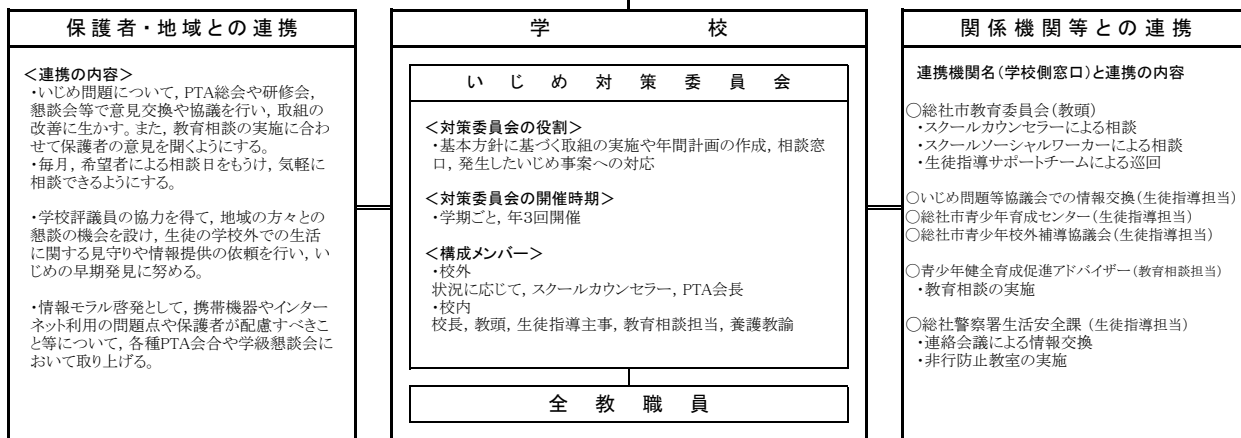
・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事(生徒指導担当)以外にも各学年の教職員等も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。

・いじめの早期発見のために定期的にアンケートや教育相談を実施し、得られた情報を教職員間で共有を図り全校レベルで解決にあたる。

・いじめの未然防止に向け、「総社市だれもが行きたくなる学校づくり」を主軸に、自己有用感や充足感のある学校づくりを進めると共に、望ましい人間関係の構築を図る。

<重点となる取組>

- ・年に2度のアンケート調査と教育相談を実施し、いじめ問題に対応する。
- ・毎週金曜日の連絡会又はケース会議で、問題点を共有し対応を話し合う。
- ・「だれもが行きたくなる学校づくり」を4つの分野にわたって計画的に進める。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① 未 然 防 止	(だれもが行きたくなる学校づくり) ・日頃の授業や生活の中で、一人一人が自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進めることを主軸とする。3～6年生ではアセスメント実施により、児童の満足度について個別に把握し、その結果をもとに改善をはかるようにする。また、Good Behaviorチェックの取組を始め、自己肯定感をもち、豊かな人間関係を築くことができるようにする。 (人権教育) ・各教科領域において、年間計画に沿って人権教育を行い、全児童の人権意識の向上に努める。 (特別活動) ・各種行事や、縦割り班活動を通して、学年枠を超えた児童間の望ましい人間関係の構築を図る。 (教職員の指導力向上) ・教職員の指導力向上のため、授業づくり、児童心理と対応、学級経営のあり方などについて研修を進める。 (情報モラル) ・ネット上のいじめ防止の学習を行うとともに、懇談会等を通して保護者に対しても防止のための啓発を行う。
② 早 期 発 見	(実態把握) ・年に2回のアンケート調査と、それをもとにした教育相談(あのね週間)により、児童の意識や問題について把握し、いじめの早期発見を図る。 ・定期的に児童連絡会を開き、全教職員が気になる児童の様子や対策について話し合う。 (相談体制の確立) ・いじめがあった場合はすぐに気軽に教師に話すよう呼びかけると共に、学級担任だけでなく、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭はそれぞれの立場で児童の訴えや相談を受ける。 ・学校以外の相談できる場の存在を児童や保護者に知らせる。 (家庭への啓発) ・総社市のいじめ防止啓発冊子「いじめをなくすために」をもとに、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめ有無の確認) ・いじめが存在する可能性があると見なされた場合、情報提供者や関係児童等に対して詳細に事実確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめ事案については、いじめ対策委員会及びケース会議を開催し、組織的対応をとる。 (いじめられた児童への支援) ・全職員はいじめを受けた児童の立場に立ち、安心感、信頼感をもてるよう、取り得る心理的・物理的なサポートを行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめは絶対に許されない行為であるとの前提をもとにして、当該児童が心底からいじめ行為を反省できるよう必要な指導を行う。指導後も継続的に見守ると共に、好ましい人間関係を築くことができるよう、手だてを講じる。 (両保護者への対応) ・いじめの事実と学校での対応策を伝えとる共に、家庭での心理的サポートや必要な指導を依頼し、解決への助力を求める。